

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び、
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
かたがは、
当日の翌
日)

◇ 告 示 目 次

- 基本測量を実施する旨の通知
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 県道の路線の認定
- 道路の区域の決定
- 県道の路線の廃止
- 県道の路線の認定
- 道路の区域の決定
- 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名等

告 示

鳥取県告示第四百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石

破

二

朗

- 一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間 昭和四十六年五月十三日から昭和四十六年十二月四日まで
- 三 作業地域 東伯郡三朝町

鳥取県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年五月七日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県根雨土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石

破

二

朗

道路の種類	路線名	変更前後	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
一般	一八〇号	変更前	日野郡日野町高尾字大谷尻 五の一の先から 根雨字舟場川原四の 二の先まで	四・八〇 八・五	一、五一〇・〇
		変更後	本郷字行岸ノ上五二 二三五の一の先から 根雨字舟場川原四の 二の先まで	四・五 三三・五	一、〇八〇・〇
国道	一八〇号	変更前	日野郡日野町高尾字大谷尻 五の一の先から 根雨字舟場川原四の 二の先まで	四・八〇 八・五	一、五一〇・〇
		変更後	高尾字大谷尻一の 一の先から 根雨字舟場川原四の 二の先まで	三・〇 四二・〇	一、八五一・五

鳥取県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年五月七日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県根雨土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
一般国道	一八〇号	日野郡日野町高尾字大谷尻一の一の先から	本郷字行岸ノ上エ二三三五の一の先まで	昭和四十六年五月七日

鳥取県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	終点	起点	重要な経過地
204	豊房名和線	西伯郡大山町（県道赤碓大山線との交点）	西伯郡名和町（一般国道九号との交点）	

鳥取県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年五月七日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	区	間	敷地の幅員	延
204	豊房名和線	西伯郡大山町豊房字尾原二〇四六の六四の先から	〃〃名和町大字富長字宇戸口五六四の四の先まで	五・〇〇・〇	一〇、六一五・〇

鳥取県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石

破 二 朗

整理番号	42	路線名	米子港線	起	米子市米子港	終	米子市茶町(一般国道九号接合点)	重要な経過地	
整理番号	106	路線名	境渡米子線	起	境港市	終	米子市	重要な経過地	

鳥取県告示第四百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
 その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石

破 二 朗

整理番号	205	路線名	夜見彦名米子停車場線	起	米子市夜見町	終	米子市明治町(米子停車場)	重要な経過地	米子市彦名町
整理番号	206	路線名	彦名境港線	起	米子市彦名町	終	境港市明治町(県道米子境線との接合点)	重要な経過地	

鳥取県告示第四百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年五月七日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県知事 石

破 二 朗

整理番号	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
205	夜見彦名米子停車場線	米子市夜見町字国道西七一 一六七四の先から 明治町四〇の先まで	二・五 〇	七、七六九・〇
206	彦名境港線	米子市彦名町字敷中下一の 四一七二の先から 境港市明治町四五の先まで	二・五 〇	一四、〇二四・〇

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和四十六年五月七日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏名	生年月日	住所	職	電話番号	経験及び閱歴	委嘱年月日
下田三子夫	明四、四、三	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	自宅 (鳥取)三二六八七	広島地方裁判所三次支部検事	昭三、二、七
椋 貞男	明四、五、三	鳥取市寿町二五五	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 (鳥取)三二四三八	鳥取県人事委員会委員 鳥取県出納長 日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭五、一、三
四宮 守正	明三、八、一〇	鳥取市金沢一三三	日本海新聞社論説委員	会社 (鳥取)三二四三二 自宅 (吉岡) 一七	鳥取県立鳥取農業高等学校校長	昭四、四、三
田中 篤篤	大二、一、七	鳥取市喜浦四五五	鳥取大学教授	大学 (鳥取)三八一〇三 自宅(呼) (鳥取)三二四九〇八	鳥取大学助教	昭四、四、三
黒田 仙二	大三、三、二	倉吉市米田町一七七	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 中国電力労働組合鳥取地方協議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	地方同盟 (鳥取)三二二二 自宅(呼) (倉吉)二一四九三	中国電力労働組合倉吉支部委員長	昭三、九、六
北尾 才智	大五、三、三	西伯郡西伯町字原四九〇	鳥取県労働組合総評議会事務局長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部特別執行委員 鳥取県地方労働委員会委員	県評 (鳥取)三二二二 自宅 (西伯)二六六	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	昭三、二、六
生田 満彦	昭八、八、六	鳥取市若倉四一七の一七	鳥取県労働組合総評議会東部地区総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	地評 (鳥取)三二二二 自宅 (鳥取)三二二二	山陰マスコミ共闘会議議長 日本海新聞労働組合執行委員長	昭四、四、三
谷口 富雄	大三、三、七	鳥取市浜坂一六一〇	鳥取県労働組合総評議会東部地区評議会事務局次長	地評 (鳥取)三二二二 自宅 (鳥取)三二二二	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	昭三、三、三
清水 英雄	明三、二、七	鳥取市弥生町三八〇	大同木材株式会社取締役副社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 (鳥取)三二二二 自宅 (鳥取)三二二二	鳥取県地方木材株式会社参事 あつせん員候補者(昭二七、九一三二、一一一)	昭三、二、三
鈴木 実	大六、八、二	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 (鳥取)三二二二 自宅 (鳥取)三二二二	日本海新聞社取締役、論説委員長	昭三、二、六

松浦 武儀 明三、一〇、二六 鳥取市二階町三丁目二一八 鳥取家具工業株式会社取締役社長

鈴木 敬直 大八、二、一六 鳥取市立川町一丁目三四の一 鳥取商工会議所専務理事

北岡 義尊 大五、二、二六 倉吉市仲之町七六一 北岡病院院長
鳥取県地方労働委員会委員

小林 俊治 明三、八、二〇 倉吉市福庭三四四の五 倉吉北高等学校校長

磯江 末夫 大二、六、三三 東伯郡羽合町田後三四八の二 鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会事務局長
羽合町議会議長
国鉄動力車労働組合米方地方本部特別執行委員
鳥取県地方労働委員会委員

橋本 正 大四、一〇、三三 倉吉市福山九六 全国金属労働組合神鋼機器工業支部支部長

井上 武 大二、六、三三 倉吉市駄経寺二四五 興和紡績労働組合倉吉支長支部長
全国繊維産業労働組合同盟山陰支部常任委員会副議長

由谷 武之 大六、七、三三 倉吉市余戸谷町二九九一の一 ヒシクラ商事株式会社取締役社長
鳥取県経営者協会副会長
鳥取県地方労働委員会委員

米田 光好 明四、二、一〇 倉吉市鴨河内一〇二二 神鋼機器工業株式会社総務部長

尾平 正義 明三、三、一〇 日野郡日野町福長九〇四 鳥取県地方労働委員会委員

鳥取県立第一中学校教諭
鳥取県地方労働委員会委員
あつせん員候補者(昭二七、九
一三一、一一)

鳥取県経営者協会専務理事
鳥取県地方労働委員会委員
昭四、七、一八

北岡病院副院長
昭四、三、一八

鳥取県立倉吉東高等学校校長
鳥取県立鳥取西高等学校校長
昭四、四、三

困鉄動力車労働組合上井支部委員長
昭五、一、三三

伯耆振興工業労働組合執行委員長
鳥取県地方労働委員会委員
あつせん員候補者(昭二九、一
〇一三六、一一)

全日本労働組合総同盟鳥取地方同盟中部地区同盟議長
昭五、三、三六

ヒシクラ醤油株式会社取締役
昭五、三、三六

神鋼機器工業株式会社労務課長
昭五、三、三六

鳥取県立米子南高等学校校長
昭五、八、三六

勝部 可盛	昭八、三、西	米子市岩倉町七三	弁護士	鳥取県地方労働委員会委員	昭四、四、三
大坪 蔵六	大三、二、西	米子市富益町六九六	大坪医院院長		昭四、三、七
宇田 輝正	明四〇、三、六	米子市博労町四丁目一六四	鳥取県労働相談員		昭四、四、二
小倉 勇	昭三、七、五	米子市陰田町六〇五	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会事務局長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部特別執行委員 鳥取県地方労働委員会委員		昭四、三、六
中森 義人	大五、八、三	米子市浦津二七九	国鉄労働組合米子地方本部委員長		昭四、四、三
石田 登	大四四、一	米子市皆生一六八四の二	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会副議長 博愛病院従業員組合執行委員長		昭四、三、七
松田 正雄	明三六、三、〇	米子市紺屋町二七	米子瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員		昭三、三、六
小林 繁	大五、七、四	米子市久米町四五	米子機工株式会社取締役社長 株式会社米子鉄工所専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員		昭四〇、一、四
安部三代治	明三、一〇、一	米子市久米町三二	山陰石油株式会社取締役 鳥取県経営者協会顧問		昭三、九、七
永川 重幸	明四、一、二	米子市旗ヶ崎一〇二九の三	電気商事株式会社代表取締役		昭三、一、三六
芳村 尚之	大八、一〇、三	鳥取市相生町一丁目六〇九	鳥取県地方労働委員会事務局長		昭四、七、五
			事務所 (鳥取) 三二六八四 (鳥取) 三二八〇四 (鳥取) 三二八〇五		
			自宅 (米子) 三二四五六		
			病院 (米子) 二二三三二 (米子) 三二三〇〇		
			本社 (米子) 二二五元		
			地評 (米子) 三二四三二		
			医院 (米子) 八二〇〇八		
			鳥取県地方労働委員会委員 あつせん員候補者(昭三一、一一 一三六、一一)		
			米子市立成美小学校校長		
			鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会事務局次長		
			国鉄労働組合米子地方本部書記長 鳥取県労働組合総評議会副議長		
			山陰医療労働組合協議会議長		
			米子瓦斯株式会社専務取締役		
			株式会社米子鉄工所取締役		
			鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員		
			鳥取県地方労働委員会委員 米子市議會議員		
			鳥取県総務部総務管財課長		

沢田 吾郎 大六、六三〇 鳥取市吉方温泉一丁目二四 鳥取県地方労働委員会事務局次長

事務局
(鳥取)三二六〇四
自宅
(鳥取)三二二九八

鳥取県企画室参事

昭四四、〇、三三

谷口 俊男 大三、三、二九 鳥取市雲山五五

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

事務局
(鳥取)三一六〇四
自宅(呼)
(鳥取)三一四九七

鳥取県地方労働委員会事務局審査課課長補佐

昭四四、七、二六

原田 芳秋 大三、九、二二 鳥取市掛出町五の三

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

事務局
(鳥取)三一六〇四
自宅
(鳥取)三二〇六八

鳥取県地方労働委員会事務局調整課課長補佐

昭四六、二、二六